

# 法30条の4と法47条の5の適用例について

資料 1 - 2

## 既に示している適用例

以下は、「基本的な考え方」等で示している法30条の4(第2号関係)及び法第47条の5(第1項第1号、第2項関係)の適用例を事務局においてまとめたもの。

### 開発・学習段階

### 生成・利用段階

30  
条の  
4

AI開発のための  
学習用データとしての複製

30条の4第2号  
:情報解析の用に供する場合(非享受目的利用)

(権利制限規定なし)

47  
条の  
5

検索エンジンによる情報の  
所在検索及び結果提供に用いる  
検索用データベース作成のための複製  
(Web上のコンテンツのクローリング)

47条の5第2項  
:1項の行為の準備に必要な複製・公衆送信

検索エンジンによる情報の  
所在検索及び結果提供(URL等の表示)  
に付随した著作物等の公衆送信等  
(スニペット・サムネイル表示)  
※軽微利用の範囲に限る

47条の5第1項第1号  
:情報の所在検索及び結果提供に伴う軽微利用

# 法30条の4と法47条の5の適用例について

## 生成AIの場合

以下は生成AIに関して、法30条の4(第2号関係)及び法第47条の5(第1項第1号、第2項関係)の適用が考えられる例を事務局においてまとめたもの。

### 開発・学習段階

### 生成・利用段階

30  
条の  
4

生成AI開発のための  
学習用データとしての複製  
(享受目的が併存していないもの)

30条の4第2号  
:情報解析の用に供する場合(非享受目的利用)

(権利制限規定なし)

47  
条の  
5

生成AI開発のための  
学習用データとしての複製  
(享受目的が併存したもの)

生成AIを用いた情報の  
所在検索及び結果提供※に用いる  
データベース構築のための複製  
(既存の著作物の複製・ベクトルDB化)

47条の5第2項  
:1項の行為の準備に必要な複製・公衆送信

生成AIによる情報解析及び結果提供※  
(コンテンツ生成)に付随した  
既存著作物の複製等  
※軽微利用の範囲に限る

生成AIを用いた情報の所在検索及び  
結果提供(文書名・保存先等の表示)に  
付随した既存著作物の公衆送信等  
※軽微利用の範囲に限る

47条の5第1項第1号  
:情報の所在検索及び結果提供に伴う軽微利用

※「生成AIによる情報解析及び結果提供」・「生成AIを用いた情報の所在検索及び結果提供」としては、いわゆる検索拡張生成(RAG)等が考えられる。